

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 2 月 2 0 日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市ケーブルテレビ施設の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第186号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2（第10条関係）

追加使用の種類	使用の単位	使用料
デジタル視聴	デジタルマイ（端末施設 1 台目）	1,540円／月
	デジタルマイ（端末施設 2 台目以降）	440円／月
	デジタルファミリー（端末施設 1 台目）	4,180円／月
	デジタルファミリー（端末施設 2 台目）	2,200円／月
	デジタルファミリー（端末施設 3 台目以降）	1,760円／月

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

霧島市ケーブルテレビ施設のインターネットサービスを廃止することから、本条例の所要の改正をしようとするものである。